

問三 貴党の参院選向け公約・マニフェストや、貴党のお考えに基づいて、「LGBT」の権利確保に関する政策について、次の各設問にお答えください。

(各項目ごとに単独回答)

	る 普 遍 的 な 制 度 と す べ き で あ る	法 律 で 義 務 化 し 、 全 国 的 に の 裁 量 に 委 ね る べ き で あ る	法 律 に て 具 体 策 は 規 定 せ ず 、 行 政 (省 庁 ・ 自 治 体) の 裁 量 に 委 ね る べ き で あ る	現 場 の 裁 量 に ゆ だ ね る べ き で あ る	わ か ら な い	そ の 他 ／ 1-4 か ら 選 択 肢 を 選 ん だ う え で の 補 足 、 等 (自 由 回 答)
A <教育：学校でのLGBTの子どもたちが抱える困難解消>						
A①全教職員への知識の啓発・訓練	1	2	3	4	5	
A②多様な性を授業等で学習することを通じた子ども間のいじめ・差別の防止	1	2	3	4	5	
A③（入学拒否・転校強要・退学など）差別的取り扱いの禁止	1	2	3	4	5	
A④苦しむ子ども・保護者への相談・支援の制度化（カウンセリング、自殺防止等）	1	2	3	4	5	
A⑤合理的配慮 (性自認に合わせたトイレ、制服、等)	1	2	3	4	5	

	る 普遍的な制度とすべきである	法律で義務化し、全国的に の裁量に委ねるべきである	ず、行政（省庁・自治体） 法律にて具体策は規定せ である	現場の裁量にゆだねるべき である	わからない	その他／1-4 から選択肢を選んだうえでの補足、等 （自由回答）
B <就労：就職・職場での LGBT に対する不利益取り扱い・ハラスメント・困難の解消>						
B①採用時及び就労期間中の不利益・不均等 な取扱の防止・禁止	1	2	3	4	5	
B②ハラスメント対応（職員・社員への啓発・ 訓練、相談支援・アドバイス、等）	1	2	3	4	5	
B③合理的配慮 （性自認に合わせたトイレ、制服、等）	1	2	3	4	5	
C <医療：LGBT 当事者が患者である場合の困難の解消>						
C①医師・医療関係者への啓発・訓練	1	2	3	4	5	
C②多様な性自認・性的指向に配慮した対応 と診療	1	2	3	4	5	
C③同性パートナーを配偶者同等に扱い、医 療に関する意思決定に参加させる	1	2	3	4	5	

	る 普遍的な制度とすべきである	法律で義務化し、全国的に裁量に委ねるべきである	ず、行政（省庁・自治体）の裁量に委ねるべきである	現場の裁量にゆだねるべきである	わからない	その他／1-4 から選択肢を選んだうえでの補足、等 (自由回答)
D <行政サービスにおける LGBT への配慮・支援等>						
D①全職員への啓発・訓練と、住民対応の際の配慮	1	2	3	4	5	
D②国および各自治体における、支援のための基本計画の策定と実施	1	2	3	4	5	
D③各自治体における、相談・支援センターとなる施設の指定・設置	1	2	3	4	5	
D④地域防災計画での明確化と、災害時の配慮・対応の強化	1	2	3	4	5	
D⑤行政対応での差別取り扱いの禁止	1	2	3	4	5	
E <民間・公共の施設・サービスの利用者としての LGBT の困難の解消>						
E①多様な性自認・性的指向に配慮したサービスの提供・施設面の対応	1	2	3	4	5	
E②同性カップル・パートナーへの配慮 (カップルを法的認知するか否かに関わらず)	1	2	3	4	5	

	る 普遍的な制度とすべきである	法律で義務化し、全国的に の裁量に委ねるべきである	法律にて具体策は規定せず、行政（省庁・自治体） の裁量に委ねるべきである	現場の裁量にゆだねるべき である	わからない	その他／1-4 から選択肢を選んだうえでの補足、等 （自由回答）
F <政府・自治体の単身者施策>						
F①LGBT の多くが単身者であることも踏まえた、単身者向け施策の充実	1	2	3	4	5	